

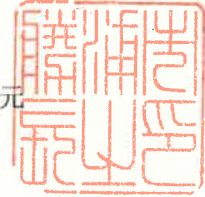


勝浦市告示第86号の1

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、次のとおり収納代行事業者を指定したので、財務規則第53条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

勝浦市長 土屋 元



- 1 収納代行事業者の住所及び法人氏名
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
株式会社トラストバンク
- 2 収納代行事業者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付させるふるさと応援寄附金
- 3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から契約期間満了の日まで